

愛知県受取人届出書と委任状について

愛知県では経費の支払いに関して、コンピュータ処理を行いますので、あらかじめその口座等を登録しておく必要があります。

そのため、

- ① まだ登録をしていない施設 → 新規の登録
- ② 登録済の口座名・口座名義人・住所等に変更があった施設 → 変更の登録

が必要となります。

この場合にはお手数ですが、「様式 8 愛知県受取人届出書」に必要事項をご記入の上、提出をお願いします。

※ すでに登録がされていて、変更もない場合は提出の必要はありません。

【記入上の注意】

- ① 口座名義人が不在者投票管理者である場合

法人名称、法人等代表者、所在地及び口座名義人等すべて施設及び不在者投票管理者（施設長）について記入してください。

- ② 口座名義人が不在者投票管理者でない場合

この場合は、まず不在者投票特別経費の受領権限を不在者投票管理者から口座名義人に委任するために「様式 9 委任状」の提出が必要となります。また、口座名義人と不在者投票管理者が同一人物であっても、肩書きが異なれば提出が必要です。

その上で、愛知県受取人届出書の記入にあたっては、こちらも法人名称、法人等代表者、所在地及び口座名義人等すべて施設及び不在者投票管理者（施設長）について記入してください。

※ 口座名義人が不在者投票管理者（肩書きからすべて同じ）である場合は、委任状は不要です。

なお、令和 6 年 10 月に行われた第 50 回衆議院議員総選挙等、過去の選挙において委任状を提出していただいた施設についても、委任状の提出は毎回必要ですので、お手数ですが今回も提出をしてください。